

[資料] 過去の北朝鮮の核実験、飛翔体発射に対する安保理決議

2006年10月14日 安保理決議 1718 (2006)

10月9日の核実験を非難。核実験および弾道ミサイル発射の停止を要求。第1回核実験に対する第VII章41条に基づく軍事的装備の北朝鮮への移転禁止の制裁措置を決定。

2009年6月13日 安保理決議 1874 (2009)

5月25日の第2回核実験を最も強い言葉で非難。第2回核実験に対し、核実験と「弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射も」(初めてこの表現)今後行わないよう要求。

第VII章41条に基づき、資産凍結、金融禁止を含む追加的制裁措置を決定。各加盟国に制裁の実施状況の報告を要請。

2013年1月22日 安保理決議 2087 (2013)

ミサイル発射実験を非難。核実験と「弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射も」今後行わないよう要求。第VII章41条に基づき、資産凍結、金融禁止、渡航禁止を含む制裁措置のさらなる強化を決定。各加盟国に制裁の実施状況の報告を要請

2013年3月7日 安保理決議 2094 (2013)

2月12日の第3回核実験を最も強い表現で非難。核実験と「弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射も」今後行わないよう要求。第VII章41条に基づき、資産凍結、金融禁止、渡航禁止、外交官への監視を含む制裁措置のさらなる強化を決定。各加盟国に制裁の実施状況の報告を要請

2016年3月2日 安保理決議 2270 (2016)

2016年1月6日の核実験を最も強い言葉で非難、2016年2月7日の弾道ミサイル技術を用た発射を非難。第VII章41条に基づく国連全加盟国に、北朝鮮への「核、ミサイル、他の大量破壊兵器」に関連するいかなる物品、材料、装置、技術援助、助言などを禁止。石炭、鉄鉱石、鉱物資源、航空燃料の北朝鮮からの輸入、北朝鮮への輸出を禁止。渡航禁止、資産凍結対象の拡大。

2016年11月30日 安保理決議 2321 (2016)

2016年9月9日の第5回核実験をもっとも強い表現で非難し、第VII章41条に基づく3月2日の決議2270を強化して北朝鮮への人、物資、資金の流れを更に厳しく規制。

2017年6月2日 安保理決議 2356 (2017)

2017年の一連の弾道ミサイル実験と16年9月の第5回核実験以来の諸活動を最も強い表現で非難し、第VII章41条に基づく北朝鮮への人、物資、資金の流れを更に厳しく規制。

2017年8月5日 安保理決議 2371 (2017)

2017年7月3日、7月28日の自称大陸間弾道ミサイルの相次ぐ実験をもっとも強い表現で非難し、第VII章41条に基づく6月2日の決議2356を強化して北朝鮮への人、物資、資金の流れを更に厳しく規制。